

上下水道課からのおしらせ



◆下水道に異物を流さないでください

下水道処理施設及び排水管において、下水道から流れてきた異物によるトラブルが多発しています。排水管の詰まりなどの原因になりますので、下水道には次のものは流さないでください。
※流せるウェットティッシュでも、大量に流すと排水管が詰まる場合がありますので、適正な使用をお願いします。

！流してはいけないもの！

①布類、水に溶けない紙類及び衛生用品、タオル、モップ、ティッシュペーパー、
水に溶けないウェットティッシュ、生理用品、紙おむつなど
②油類、食べ物及び髪の毛、食用油、生活残飯、野菜くずなどの固形物など



◆汚水マスが破損してしまった場合は修繕してください

宅地内汚染マスを破損してしまった場合は、早急に修繕くださるようお願いします。破損状態で使用すると、下水道管内に土等が流入し、マンホールポンプの故障につながる恐れがあります。
※宅地外にある野花菖蒲が描かれた公共マスが破損しているのを見つけた場合は、上下水道課にご連絡くださるようお願いします。



◆合併処理浄化槽の設置費補助金のご案内

村では単独処理浄化槽やくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽へ転換する方に工事費の一部を補助しています。生活排水などによる河川の汚れを防ぎ、美しい自然を守るために浄化槽整備区域にお住まいの方は合併処理浄化槽への転換をお願いします。なお、補助金の交付には条件がありますので詳しくは上下水道課にお問い合わせください。また、補助金の予算には限りがあります。予算額に達した場合は申請を受け付けられない場合があります。

対象区域：下水道施設が整備されていない地域
※砂子又地区、尻屋地区、小田野沢地区、老部地区、白糠地区は下水道が整備されているため原則対象外

補助対象：対象区域において、次のいずれかに該当する個人
①単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換する方
②新築の住宅に合併処理浄化槽を新設する方



補助上限額：

合併処理浄化槽	５人槽	３９０，０００円
	７人槽	４７４，０００円
	１０人槽	６６０，０００円
単独処理浄化槽の撤去		１２０，０００円
くみ取り便槽の撤去		５０，０００円

受付期間：令和８年４月１日から令和８年１１月３０日まで

その他：浄化槽の使用者は、浄化槽の法定検査を受けることが法律で義務付けられています。
浄化槽の規模によって異なりますが、維持費が発生します。



◆配管工認定講習、責任技術者・配管工更新講習について

講習日時：令和９年１月１４日(木)弘前市、１８日(月)八戸市、２１日(木)青森市　※１４日は配管工認定講習のみ実施

	受講手数料	講習会場
・配管工認定講習	７，０００円(振込手数料除く)	青森市、弘前市、八戸市の３会場より選択
・責任技術者更新講習	７，０００円(振込手数料除く)	青森市、八戸市の２会場より選択
・配管工更新講習	５，０００円(振込手数料除く)	青森市、八戸市の２会場より選択

申込受付日：令和８年１１月４日(水)～１１月３０日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

受講資格等、詳しくは「青森県下水道協会ホームページ」(http://www.aomori-pswa.jp/)をご覧ください。

問合せ先　上下水道課上下水道グループ　☎０１７５-３３-２３５２

水質検査結果のお知らせ

令和8年9月3日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。
検査依頼先:(一財) 青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
令和8年9月3日	岩屋浄水場	水質基準に適合
令和8年9月3日	野牛浄水場	水質基準に適合
令和8年9月3日	大平滝浄水場	水質基準に適合

※令和7年4月1日から、東通村上下水道課より委託を受けた協同組合東通村管工事協会が、水道メーターの開閉栓業務を行いますのでよろしくお願いします。ご不明な点がございましたら、☎0175-33-2352にてご対応させていただきます。